

令和 4 年度第 1 回浪江町都市計画審議会

議案書

議案第 1 号

浪江都市計画浪江駅周辺地区一団地の復興再生
拠点市街地形成施設の変更（第 1 回）について

令和 5 年 1 月 1 1 日

浪江都市計画一団地の復興再生拠点市街地形成施設の変更（浪江町）

都市計画浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設を次のとおり変更する。

名 称		浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設					
位 置		双葉郡浪江町大字権現堂字塚越、上馬洗田、下馬洗田、上柳町、中柳町、下柳町、上続町、下続町、北深町、南深町、蛭子町、新町、由草田、矢沢町及び一丁田、大字川添字佐野					
面 積		約 11.6 ha					
位 置 及 び 規 模	特定公益的・特定業務施設	約 3.3 ha	備 考	交流、商業、業務施設等を配置する。			
	特定公益的・住宅施設	約 1.1 ha		住宅等を配置する。			
	特定公益的施設	約 1.8 ha		公共公益施設等を配置する。			
	特定 公共 施設	道 路	種 別	名称	幅員	延長	備考
			区画道路・歩行者専用道路	—	16～4m	約 2,900m	駅東西に交通広場を配置する
		町道上続町反町線を主要な動線とし、区画道路及び歩行者専用道路を配置する。					
		広 場	駅前及び地区東部に配置する。				
		公 園 及 び 緑 地	既存公園を含めた公園を配置する。				
	その他の公共施設	水路 既設水路の機能を確保する。 下水道 ①雨水：道路内排水施設等により既設排水路へ放流する。 ②汚水：汚水処理施設により処理し既設排水路へ放流する。 上水道 浪江町により供給する。					
	小 計	約 5.4 ha					
		特定公益的・特定業務施設	特定公益的・住宅施設	特定公益的施設			
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		200/100、 又は 400/100	200/100、 又は 400/100	200/100、 又は 400/100			
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60/100、 又は 80/100	60/100、 又は 80/100	60/100、 又は 80/100			
建築物の高さの最高限度		—	—	—			

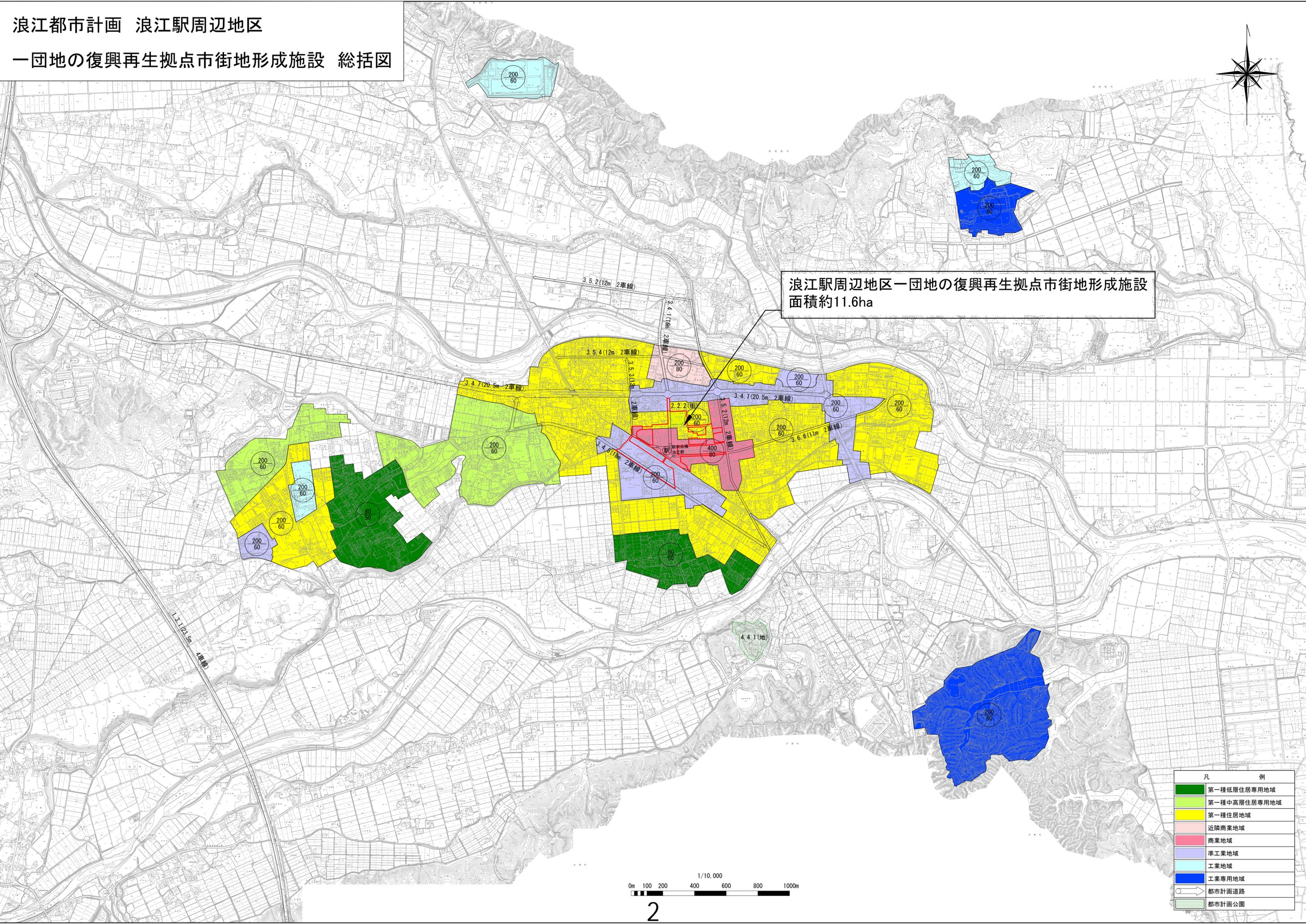
「区域は計画図表示のとおり」

理由

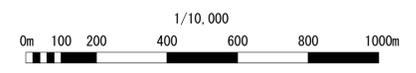
既存の公共公益施設を含めた復興再生拠点の形成、及び「浪江駅周辺グランドデザイン基本計画」を踏まえた基盤整備の推進等を図るため、区域及び区域の面積を変更し、特定公益的・特定業務施設、特定公益的・住宅施設、特定公益的施設及び特定公共施設の位置及び規模を変更するもの。



浪江駅周辺地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設
面積約11.6ha



凡 例	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市計画道路
	都市計画公園



浪江都市計画

浪江駅周辺地区 一団地の復興再生拠点市街地形成施設 計画図

